

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月二十六日

西村まさみ

参議院議長 山崎正昭殿

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開に関する質問主意書

厚生労働省は、平成二十五年四月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨を開始したものの、重篤な副反応報告があったことから、同年六月十四日より積極的な接種勧奨を一時中止している。ワクチンの副作用に苦しむ方の声がある一方で、集団免疫により子宮頸がんによる死亡を七割減らせるとの専門家の意見もある。接種対象者やその家族だけでは接種すべきか否か適切な判断も難しく、一時中止から二年が経過してもなお混乱が続いている状況にあると考える。積極的な接種勧奨の再開時期などについて、以下質問する。

一 積極的な接種勧奨の再開の判断材料の一つとなる子宮頸がんワクチン追跡調査は平成二十七年二月末日を調査票の回収期限として行われていたが、厚生労働省からの回答によれば、本年六月十八日時点においても、調査結果の集計・分析を行っているとのことであつた。その後二か月以上が経過するが、調査結果は集約されたか。結果がまとめ次第、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会に報告するとのことであるが、いつ行われる予定か。

二 積極的な接種勧奨の再開の目途はいつごろとしているのか。目途が立っていないのであれば、その理由

を示されたい。

右質問する。